

社会科学論集 第142号 2014.6

《論文》

スメント『国法論文集』の出版と改訂

三宅雄彦

一 序論

C・シュミットの『憲法学』と共に、1928年のドイツ憲法学の輝かしい幕開けを飾った、ルドルフ・スメントの『憲法と憲法（Verfassung und Verfassungsrecht）』。この作品を、正しくドイツ憲法学の古典として知らぬ者はいないが、その引用には、この1928年版ではなく、1955年のスメント『国法論文集（Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze）』に収録された1955年版に当たるのが通常である。この書物は、1968年に第2版、1975年のスメント死去後は1994年に第3版、2010年にこの第3版のリプリントで且つ電子版も含む第4版として、出版され続けてきたのも周知であろう。尤も、この『憲法と憲法』が収録されている『国法論文集』とはどのような書物であるのか、どのような経緯で誕生した書物であるのか、この書物の改訂作業にはどのような経緯と意味があったのか、これらの問題について、関心を持つ人は日独ともに極めて稀である。しかし、この『国法論文集』が、スメントの『ベルギーと比較したプロイセン憲法典（Die preußische Verfassungsurkunde im Vergleich mit der belgischen）』による1904年の彼の博士号取得50周年を記念して、彼の弟子により編集された作品であるという今さら指摘するまでもないことを、ここで改めて指摘しようという訳ではない。

ところで、スメントが在籍したゲッティンゲン大学の付属図書館は、彼の遺稿を所蔵していることで有名だが、そのスメント文庫の中に、『国法論文集』の出版経緯を物語るファイルが数多く含

まれている。「国法論文集：第1版及び第2版；通信」⁽¹⁾、「ヴァイルヘルム・ヘンニスのダウンカー&フンプロット社との往復書簡」⁽²⁾、「スメント宛のヘンニスの書簡：『国法論文集』の編集に関して」⁽³⁾、「スメント・『国法論文集』第3版に関する往復書簡」⁽⁴⁾、「『国法論文集』送付の礼状」⁽⁵⁾、「『国法論文集』への感謝」⁽⁶⁾等のファイルがそれぞれである。更には、この書物出版の契機となった博士号取得50周年関係では「博士号取得50周年への往復書簡」⁽⁷⁾の同一タイトルのファイルもある。以上だけからも、『国法論文集』の編集についてはスメントの弟子、後のフライブルク大学政治学教授ヘンニスが深く関与していたこと、嘗てスメント『憲法と憲法』を刊行した同じ出版社ダウンカー&フンプロットが当初から関与していたことが即座に判明するのであるが、筆者の見るところ、そこには唯の出版経緯のみならず、スメント理論の理解に関連する事項も埋伏しているように思われるのである。

二 『国法論文集』出版

1 博士号取得50周年

さて、そのスメント『国法論文集』、これは元々、スメントの弟子、後に法神学者として活躍するハンス・ドムボワの発案であるらしい。1950年にスメントの下で学位を取得したこのドムボワであるが、1952年6月6日のスメント宛て書簡にて、次の如く述べている。曰く、スメント著作への接近を容易にする全集を刊行すべきである、この点は、既に、ワイマール時代のスメントの弟子のショイナーと、ダウンカー社のプレーアマンに

も相談したが、彼らも賛同している、その際、絶版の『憲法と憲法』も収録するべきでなかろうか、と⁽⁸⁾。多分これを受け⁽⁹⁾、ショイナーからも同旨の書簡がスメントに届くが⁽¹⁰⁾、加え、同年9月22日にもドムボワの手紙がスメントに郵送される。つまり論文集の件、教会大会でショイナーには再度相談してみたし、プレーアマンは、論文集の公刊でも、『憲法と憲法』の再刊でも、どちらでも構わぬと、ドムボワに語っている。だがスメント本人の参加なく、いずれにせよドムボワのプロジェクトは実現不能である。『憲法と憲法』が若気の至りだなどと是非問わずに、スメントの国法上の問題意識を学界の為に、アクセスしやすくして欲しい、と⁽¹¹⁾。

尤も、このドムボワの言う論文集、即ち後の『国法論文集』につき、その編集は、このとき46歳のドムボワでなく、彼とほぼ同時期に学位を取得した39歳のヘンニスが、担当することになったという。つまり翌年、1953年5月21日、ヘンニスはプレーアマン宛ての書簡の中で、スメント論文集刊行の是非を打診しているのである。一つには、1904年の学位取得50周年の1954年を目指して、1912年から43年迄のスメントの論文を一冊に仕上げられるか、二つには、スメント本人にはまだこの計画について連絡していないから、出版が確実になる迄この件は師匠には内緒にしてくれないか⁽¹²⁾。その返答である6月9日書簡で、プレーアマンはこれに快諾するが⁽¹³⁾、その後、スメント本人が所収論文の提出に躊躇するなどすることで、当初予定の1954年7月刊行は1955年7月にずれ込んでくる。しかしその2年間の編集作業は、既刊論文の活字化、索引や目次の作成など、単なる技術上の問題を出版社側に惹起するだけではない。この過程を精査することとは、スメント憲法理論の全貌をどう理解するか、彼の各論文の位置をどう把握するか、を問うことでもある。

さて、このスメント論文集を編集したプレーアマン(Johannes Broermann)(1897-1984)という人物だが、彼こそ、戦前戦後のドゥンカー社の二度の危機を救った人物である。第1に、嘗て『憲法と憲法』も担当したフォイトヴァンガー

(Hans Feuchtwanger)が⁽¹⁴⁾ナチス政権樹立後の1935年にダッハウ収容所に収容されてから、彼を失ってから迷走する同社を、当時の社主ガイベル(Carl Geibel)から購入して、本社をミュンヘンからベルリンに移設し、その後のナチスの抑圧や連合軍の爆撃にも拘らず、弛まず出版活動を継続したのは彼である。第2に、第2次大戦後は物資資金の不足、ベルリンの米軍支配の下、20年代の中央党時代以来の知己で、当時米軍の在ベルリンの文化公使でもあるジョン・メイソン(John Brown Mason)の協力を幸運にも得て、アメリカの2つの大図書館からのドイツ書籍の購入を独占的に受注し、更には47年8月6日には米軍から出版許可も取得し出版事業も再開する。その後、彼の指揮の下、主として学位論文を収めるシリーズである「公法論文シリーズ」、ドイツ学界ではその権威を誰も否定しない『国家(Der Staat)』、『行政(Die Verwaltung)』、『法理論(Rechtstheorie)』も、刊行を開始しているのである⁽¹⁵⁾。このヨハンネス又はハンス・プレーアマンとスメントらは交渉する⁽¹⁶⁾。

この、人文科学と社会科学の学術出版社の社主にして編集者であり、幾度の危機もナチスや米軍と遭り合いながら克服してきたこの人物、このプレーアマンと、スメントとヘンニスは交渉しなければならぬ。つまり、スメントの意義をその国家学と国法学、とりわけ彼の作品『憲法と憲法』に見出すプレーアマンからすれば、何よりもまず新たな論集はこの『憲法と憲法』を中心に構想されるべきであり、他方、スメントの下で学位を取得しその学恩に報いることを第一に思うヘンニスからすれば、一つに、スメント本人の意向に沿うべき、一つに、国家学や国法学以外にも学説全体が把握されるべきである。そうなると、学位取得50周年に向けた論点は下記の通りとなろう。第一、1928年のドイツ憲法学宣言ともいえる『憲法と憲法』、重要であるからこそ彼本人はその改訂の機会を窺っているものであり、従って、重要故に収録するのか、改訂の可能性故に収録しないのか。第二、嘗てプロイセン文部省大学課長の声もかかり、最新の教育学から国家学や国法学の再編

を考えもしたスメント、彼のその広汎な関心を、収録する論文の順序配列の中にどのように反映させるのか。

2 主著収録の可否問題

まず一つめに、『憲法と憲法』の収録問題につき検討してみよう。さて、52年のドムボワの提案、53年のヘンニスの打診の以前に、1947年10月25日付のスメント宛てブレアママン書簡がある。そこでブレアママンは、嘗て『憲法と憲法』を刊行した出版社の社主として、新たに同書の再刊をスメントに申し出ているのである。曰く、戦後直後の当時、出版用紙の供給は依然として逼迫状態だが、『憲法と憲法』の出版は、以前より一層必要のものであると思う、幸い、ドゥンカー社が本社を置くベルリンでは、アメリカ軍の出版許可を持つ出版社であれば、検閲もなく、スムーズに出版ができる、ゲッティンゲンに立ち寄る機会があれば、是非にご挨拶したい、と⁽¹⁷⁾。実際ブレアママンがスメントと面会したかどうか、不明ではあるが、『憲法と憲法』の出版打診については、スメントは断ったようだ。後年の『国法論文集』の新版計画におけるブレアママンの書簡では、1947年当時、『憲法と憲法』につき改訂新版を計画しており、従って、差し当たり1928年のままで同書を出版したくない、とスメントが応答した事実につき、明白に言及されているからである⁽¹⁸⁾。

1953年5月21日のブレアママン宛てヘンニスの書簡に添付の論文集収録予定の論文リストには、『憲法と憲法』は存在しない。1912年から1943年までの、合計8論文が挙げられるだけで、論文集の合計頁数も、わずか180頁をヘンニスは予定していたが⁽¹⁹⁾、これにブレアママンは、収録論文を増やす為に、対象とする論文の執筆期間を拡大すること、未公開講演も収録することを、提案する⁽²⁰⁾。同年6月13日付のヘンニスの応答は、未公開講演については彼を説得するが、いっその事『憲法と憲法』も収録してはどうか、と。けれども、先に述べた47年時点のスメントの応答が影響を与える。ヘンニスは言う、だが私の提案

の件、スメントは再刊を拒否したと聞くが、尤も単著でなく論文集の一部としてなら大丈夫ではないか⁽²¹⁾。ブレアママンの回答は、出版社としては収録してもよいが、本人は書き直しを希望しているのではないかと、ともかく本人の意志に従う。尤も、少なくともこの応答では、47年のやりとりへの言及はない⁽²²⁾。結局ヘンニスがスメント本人に確認したところ、再録は許可された。しかし問題は、その許可が「少し躊躇してから」ということである⁽²³⁾。

勿論、この躊躇の背後には『憲法と憲法』の改訂問題が存在する。既に1933年時点で、ブレアママン以前のフォイヒトヴァンガー時代のドゥンカー社との間で、同書の改訂が議論されていたからだ。つまり、一つは、ケルゼンによる言われなき誹謗中傷に反論する為、もう一つは、イスタンブール大学のフランス人教授、クロザからの『憲法と憲法』仏語版翻訳の出版許可要請に積極的に応対する為、更に一つは、カール・シュミットの『憲法学』の成功に触発されて、フランス的ならぬドイツ的な、新たな憲法学の構築を完遂する為に、1933年段階のスメント自身が、新版の執筆を構想していたのだ。興味深いのは、この改訂計画では、第一に、哲学的定礎をやり直す、即ち恐らくは、リット教育哲学に依拠したことを完全に見直すこと⁽²⁴⁾、第二に、新たな憲法学の構築の出発点に、1933年の著名な講演、「ドイツ国法の中の市民とブルジョワ」を定礎していることである。この計画は、スメントの健康問題、そしてナチス期の彼周辺の混乱、そして勿論、彼自身の理論的發展の行き詰まりから、頓挫している⁽²⁵⁾。要するに、1933年、1947年と改訂作業は失敗しているのだ。

このスメントの逡巡が、論文集計画に即座に影響を与えるのである。元々、1954年7月の博士号取得50周年を目指して、論文集が予定されていたことは言及した通りだが、1953年8月時点でのヘンニスとブレアママンも、スケジュールを楽観視していたようだ。既刊諸論文をフォトコピーから起こせば簡単だと考えていたらしく、一つは技術的問題から結局活字を新たに組まなければなら

ないこと⁽²⁶⁾、一つはスメントが論文をヘンニスに渡さなかったことが妨げとなる。しかも年明けには、スメントが前言を翻して、『憲法と憲法』は新版を刊行したいので、同書の論文集への収録は取りやめたい、と⁽²⁷⁾。しかし最終的には、1954年7月2日のヘンニスの書簡によれば、やはり健康上の問題により、改訂計画は三度断念されることになる⁽²⁸⁾。丁度この頃、嘗ての友シュミットの『憲法学』が再刊されているが、このことがその主著の再刊をスメントに決意させたのではないかと、ヘンニスは推測している⁽²⁹⁾。既に50周年記念にもう間に合わないが、ともかくこのスメントの決断は論文集の刊行に好ましい事態であり、プレーアマンはヘンニスに、彼の連絡は悦ばしいものと述べている⁽³⁰⁾。

3 書籍タイトルの変遷

さて、54年1月の段階でのスメントが『憲法と憲法』の改訂を計画していたと述べたが、この論考が論文集から除かれるとなると、ボリュームが大幅に削減されるから、代替策が必要となつてこよう。そこでスメントは、一つは、国家論の他に、大学及び教会に関する基礎論的論文の収録を、一つは、3つ或いは4つの未公開の講演の収録を、新たに提案している。後の提案は結局二講演にとどまるが、特に、大学論及び教会論の組み入れについては、これにより従来の計画が国家・教会・大学の三部構成になると論及しているのである⁽³¹⁾。特に戦後は、ゲッティンゲン大学学長として大学行政に、教会幹部としても教会制度に深く関わる彼からすれば当然ではあるけれども、しかし、このスメントの提案は、新たな問題を惹起することになる。結局は、国家学・憲法学・国法学の編制を為す『憲法と憲法』が⁽³²⁾論文集に再録されることになるのは、これも既に論及した通りだが、国法学固有の領域以外に、教会論や大学論を包含することによって、一つに、包括的な内容を持つ論文集に如何なるタイトルをつけるか、二つに、収録する論文の順番をどうするか、という問いが発生する⁽³³⁾。

まず、所収論文の順序。スメントとヘンニスの

元々の意図はテーマ別分類にあった⁽³⁴⁾。しかし、54年12月11日時点で出版社側から、『憲法と憲法』を冒頭に据え、他は時系列順に並べるとの計画が呈示されており⁽³⁵⁾、13日付の書簡でヘンニスはこれに反対している。第一には、恐らくはスメント自身がこれに反対すると思われること、第二に、元々各論文の分量がバラバラなのだから、そのページ数の多さ故に『憲法と憲法』を特別扱いしても、その他論文の扱いは分量でなく公表時期で整理されるのだから、統一性がなくなること⁽³⁶⁾。プレーアマンは、このヘンニスの提案に色々と抵抗を示しているが⁽³⁷⁾、結局は、プレーアマン宛てのスメントの手紙により納得したらしい。つまり、スメント曰く、彼が1911年に執筆した「皇帝と帝国」論文は、彼自身の学問的出自からして非常に重要な論考であるから⁽³⁸⁾、これが論文集全体の冒頭に来るように諸論文の配列を決めて欲しい⁽³⁹⁾。結局、55年1月13日のヘンニスからプレーアマン宛て書簡での、スメント自身の希望に沿って、『憲法と憲法』を冒頭に配置して、全体を時系列で並べた方がより美しい、という言葉で問題は終わる⁽⁴⁰⁾。【以上につき、表1参照】

けれども問題は、論文の順番よりも、論文集のタイトルの方である。収録する論文も全て揃い、活字組みや校正作業が終わりに近づいた55年1月13日に、ヘンニスはスメントと相談し標題を提案する。即ち、「国家理論と科学史の為の論文集 (Abhandlungen zur Staatstheorie und Wissenschaftsgeschichte)」と名付けようと言うのだ⁽⁴¹⁾。けれども、同21日のプレーアマンの回答は、これに否定的である。スメント本人には、タイトルを再考しても構わないと応答している。2月24日に「国家・憲法・大学からの論文集 (Gesammelte Abhandlungen aus Staat, Verfassung und Universität)」⁽⁴²⁾、3月15日にはこれを逆さまに「国家・憲法・大学から：論文集 (Aus Staat, Verfassung, Universität / Gesammelte Abhandlungen)」を提案している⁽⁴³⁾。5月5日には反対にプレーアマンの方から標題を提出したようだが⁽⁴⁴⁾、添付された筈のその提案は残ってい

表1 『国法論文集』初版の収録論文とその収録順序（各日付の下の数字は各論文の予定された収録順序）

論文名	初出年	1953年	1954年	1954年	1954年	1955年
		5月21日	1月5日	3月25日	12月11日	5月9日
●憲法と憲法 Verfassung und Verfassungsrecht	1928年				1	7
ドイツ選挙法の尺度 Maßstäbe des parlamentarischen Wahlrechts...	1912年	1	1	1	2	2
不文憲法 Unbeschriebenes Verfassungsrecht im monarchischen...	1916年	2	2	2	3	3
立憲的秩序の変化 Die Verschiebung der konstitutionellen Ordnung...	1919年	3	3	3	4	4
憲法国家の政治的権力 Die politische Gewalt im Verfassungsstaat...	1923年	4	4	4	5	5
自由な意見表明 Das Recht der freien Meinungsäußerung	1927年	5	5	5	6	6
▲大学と政党 Hochschule und Parteien	1930年				7	8
■プロテスタンティズムと民主制 Protestantismus und Demokratie	1930年					9
市民とブルジョワ Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht	1933年	6	6	6	8	10
ドイツ国法学への影響 Der Einfluß der deutschen Staats- und Verwaltungsrechtslehre...	1939年	7	7	7	9	11
政治的体験と国家思考 Politisches Erlebnis und Staatsdenken...	1943年	8	8	8	10	12
▲ゲッティンゲン7教授 Die Göttinger Sieben	1951年		9	9	11	15
■ボン基本法後の国家と教会 Staat und Kirche nach dem Bonner GG	1951年		10	10	12	16
▲ゲッティンゲン学士院 Die Göttinger Gesellschaft der Wissenschaften	1951年		11	11	13	17
▲ゲッティンゲン大学 Die Göttinger Universität und ihre Umwelt	1953年		12	12	14	18
皇帝と帝国 Zur Geschichte der Formel "Kaiser und Reich"...	1911年				15	1
★国家と政治 Staat und Politik	1945年				16	13
★プレスの問題 Das Problem der Presse in der heutigen geistigen Lage	1946年				17	14
合計頁数		180頁			470頁	470頁

▲は大学、■は教会を内容とする追加された論稿で、★は講演から新たに起こされた論稿。

タイトルは簡略化して書いてある。スメントとヘンニスが作成したオリジナルなリストの中に、改訂を予定していた『憲法と憲法』は、出版社の希望と違い存在しない。その後、論文集の頁を増加させる為に、大学論、教会法に関連する論文と、最終的には『憲法と憲法』もが追加されたことが分かる。

ないが、どうも「から(aus)」でなく、即ち「国家・憲法・大学に関する (über) 論文集」を、彼は主張したらしい。しかしスメントとヘンニスからは、5月9日に「国家・憲法・大学から：論文集」が、3月のものと全く同じままで再提案されている⁽⁴⁵⁾。それでもブレーアマンの説は変わらない。5月12日書簡において、タイトルについては、ショイナーにも聞いてみようと思うけれども、「から」は気に入らない、「に関する」とするべきと強調している⁽⁴⁶⁾。

ブレーアマンの反対は、彼の「国家・憲法・大学に関する論文集 (Gesammelte / Abhandlungen über / Staat, Verfassung, Universität)」での表紙

仮組を、スメントとヘンニスに送り付けた程執拗なもので⁽⁴⁷⁾、ヘンニスは、タイトルはとっくの前に決めた筈だと思っていたのに、我慢ならない、ブレーアマンの案は気に入らない、とほやいている⁽⁴⁸⁾。だが、結局5月17日でヘンニスは、スメントに以下の如くに言う。つまり一つには、「から」を取るという提案を受け入れてもよいし、それともいっその事、K・ヘッセの新しい提案を受け入れてもよい。即ち、その新しい提案こそが、「国法論文集 (Staatsrechtliche Abhandlungen)」のことなのである。ヘンニスは、「国法」概念だけでは所収論文の全体を指すには狭く、法曹以外に幅広く読み手を持つ本書には相応しくないとも

論ずるが⁽⁴⁹⁾、彼と相談したブレーアマンも、5月27日付書簡をスメントに送り、引用のことを考えれば副題はよくないし、誤解を招くようなら注で補足すればよく、「国法論文集」ならベストの選択であろうと言う⁽⁵⁰⁾。6月7日にはブレーアマンが、国法論文以外も念頭に「及びその他論稿（und andere Aufsätze）」を追加して⁽⁵¹⁾、最終的にはスメントが7月11日に、現行の「国法論文集及びその他論稿」の標題を承認した、という訳である⁽⁵²⁾。

三 『国法論文集』改訂

1 スメント主著の再刊

スメントの学位取得50周年を記念して編集された『国法論文集』、その彼の学位取得が1904年7月29日であるから、本来ならば1954年7月29日までに刊行されていなくてはならない筈だが、ヘンニスによる編集作業、特にスメント本人の論文提供が遅れた為、凡そ一年間も刊行が遅延してしまったことは既に述べた通りである。なお、その記念日当日には、ゲッティンゲン大学法学部主権により、スメントに後任にして学部長のケットゲンが、これも既に言及した当初スメントらが望んだ「国家・憲法・大学」のタイトルを念頭に、ケットゲン特有の社会哲学の色濃い、記念講演を行ったようである⁽⁵³⁾。とはいえ、学位取得50周年を記念して編まれた筈のこの論文集は、55年の完成後、特段の儀式もなくスメントの手に渡ったらしい。ブレーアマンは1955年7月8日に、スメント本人には20部を、編集作業に関与したヘンニスには4部を、それぞれ郵送しているが⁽⁵⁴⁾、ヘンニスは、本来なら先生に献呈するセレモニーを考えていたのに、直接スメントに送り付けるとは、幾らか当惑していると述べている⁽⁵⁵⁾。兎も角、1955年に『国法論文集』は無事に出版された訳である⁽⁵⁶⁾。

ところで、『国法論文集』刊行により『憲法と憲法』再刊の芽は、その改訂新版の計画がない限りで、事実上潰えたことになるのだが、こうした事情とは無関係に、スメント旧著再刊の打診がや

ってくる。一つは、キール大学での教授資格論文の前半部分、『皇室裁判所(Das Reichskammergericht)』第1巻の再刊許可を求める、スケンティア社のシリング(Günther Schilling)からの書簡。これは、元々、ヴァイマールのベラウ社(Böhlau Verlag)から出版された書物だが、シリングは1964年7月31日付けで、ベラウ社からの承諾を予め得た上で、スメントに『皇室裁判所』出版許可を要請している⁽⁵⁷⁾。神聖ローマ帝国の皇室裁判所につき今なお基本文献のこの書物には、スメントはその再刊を了承し⁽⁵⁸⁾、初版から50年以上経過したこの本のタイトル、新しい前書きなど、具体的な交渉に即座に入っている⁽⁵⁹⁾。もう一つは、学術書籍協会(Wissenschaftliche Buchgesellschaft)の女性編集者エグナー(Helga Egner)からの手紙である。1964年9月22日付け書簡で『憲法と憲法』の再刊を要請し⁽⁶⁰⁾、1965年5月31日付けで『皇室裁判所』の再刊を要請している⁽⁶¹⁾。二社の要請が重複している後者については、事前に原著の出版社の承諾を得たスケンティア社が、次の66年にて本書を刊行している⁽⁶²⁾。

問題は、学術書籍協会からの『憲法と憲法』のリプリントである。エグナーの打診を受けたスメントは、64年10月5日付け書簡で、既に1955年に『国法論文集』に収録された『憲法と憲法』が同協会から出版可能であるかを、ブレーアマンに助言を求めている⁽⁶³⁾。ところが、そのブレーアマンからの返答は勿論容赦ないものだった。一つは、スメントとヘンニスの初期プランと違い、ドゥンカー社が『憲法と憲法』の論文集への収録に固執したのは述べた通りだが、同じ内容の書物が併存することに、ブレーアマンは明確に反対する。もう一つは、当然その反対は、今回の『憲法と憲法』再刊問題が改訂問題であり、旧著と新著が別の内容であるなら、成り立たない。けれども、その改訂の提案そのものは、我々が既に検討したように、1947年と1955年、既に二度に渡り結実しなかったのである。勿論、今回の打診が『憲法と憲法』改訂の提案であって、しかもその計画を協会が実現するとなれば、ブレーアマンとて拒絶しまい。だが、今さらスメントが新版を

出せる筈がないことを念頭に置いて、ブレーアマンは自己の提案が拒否されたことを論^{あげつら}っているのである⁽⁶⁴⁾。

当然に、こうしたブレーアマンからの強い態度を、『国法論文集』編集時の強引さからしても、スメントは事前に予測していただろう。けれども、ドゥンカー社のこの応答は、『国法論文集』が品切れで、必要ならもう千部、すぐ再刊してもよい、との情報と組みであった⁽⁶⁵⁾。スメントはこれに驚き、ヘンニスと共にこの件はすぐに検討したい、10年前の収録論文のリストが妥当であるか吟味したい、と述べる⁽⁶⁶⁾。特に彼が心配するのは、もし改訂なしの再刊ならば、自己の研究が最早発展していないと誤解されるのではないかと、いうことである⁽⁶⁷⁾。その際彼が増補すべき論文として想定するのが、教会法なのである。「私の主な研究は教会法の分野にありましたが、勿論それは、学問として私本来の領域ではありません。ここ20年間に私が幾重にも行った活動故に、そうした研究を行ってきたということなのです」⁽⁶⁸⁾。戦後国家教会法の転換点を為した「ボン基本法後の国家と教会」は、もう既に、1955年版の『国法論文集』に収録されているのだが⁽⁶⁹⁾、特に、1950年代に公刊した教会法又は国家教会法関係の論文を、収録すべき論稿リストとして纏めて、ブレーアマンに呈示している⁽⁷⁰⁾。【以上につき、表2参照】

2 教会法論編入の是非

教会法論文も収録せよ、というこの要請への回答は、「否」である。ブレーアマンが一蹴した論拠はシンプルであり、国家学や国法学の論文なら別段増補しても構わないが、『国法論文集』と銘打つから、教会法論文を多く追加すれば表題と内容が合致しなくなる、と言う⁽⁷¹⁾。けれども、既に我々の見た通り、この教会法の掲載を容認する筈の、ヨリ緩やかな「国家・憲法・大学」を「国法論文集」に変更しようと提案したのは、出版社のブレーアマンの方ではなかったのか。或いは、スメントとヘンニスが当初予定していた所収論文リストに大学論及び教会論を彼らが組み入れ

た際に、本書のタイトル問題が収録論文の対象を限定する機能を持つこと、更には、教会法論文が初版に追加された後から書名が決定されたことからすれば、本当はそれは教会法論文の論文集への追加を許容するように思われること、これからすればブレーアマンの対応は我々にも疑問が残るであろう。実は、現在進行中のハイニヒの『国家教会法及び教会法論文集』の出版計画は⁽⁷²⁾、このようにブレーアマンにより理不尽にも拒否されたスメント本来の夢を実現する試みであるようにも思われるのである。

ところで、『憲法と憲法』再刊と「教会法の論文」所収の問題で、ドゥンカー社のつれない態度に、当然スメントは不満だったらしい。ヘンニスやツヴィルナーにもこの件につき彼は相談したようであり、実際、幾つかの出版社に、『国法論文集』の引受けを打診している。例えばヘンニスは、1965年7月9日付けのスメント宛てに言う。私も、ブレーアマン氏が先生に敬意を払っていないと考えています、もし彼と合意に至らない場合には、私自身が懇意にしている出版社、ルヒターハント社(Luchterhand)の「ポリティカ(POLITICA)」叢書で刊行すればよいでしょう⁽⁷³⁾。或いは、ツヴィルナーが紹介するドイツ・プレス・エイジェント社(Deutsche Presse-Agentur)からは、『国法論文集』新版の件、先生の教会法及び国家教会法の論文を収録して、私どもで出版しても構いません、との返事が来る⁽⁷⁴⁾。けれども、結局、他社からの出版をスメントは断念したようである。自身のブレーアマン宛て書簡の写し、そこには検討すべき出版社の名前が幾つかメモされているが⁽⁷⁵⁾、多くは拒否されたのかもしれない。ゲッティンゲンの老舗書店ヴァンデンヘック&ルプレヒト社(Vandenhoeck & Ruprecht)からは、面倒なことには関わりたくない旨の書簡が、例えば、送られている⁽⁷⁶⁾。

けれども、教会法学が、スメント「本来の分野」でないにも拘らず、出版社の変更を考えた程に、教会法論文の再録に彼が拘泥したのは一体何故なのであろうか。ここではそれを推測するしかないのだが、恐らく、福音主義教会法の発展への、彼

表2 『国法論文集』新版の増補論文とその収録順序（各日付の下の数字は各論文の予定された追加収録順序）

論文名	初出年	1965年 4月20日	1965年 9月9日	1967年 5月17日	1968年 12月11日
■書評 Stutz, Bischofswahlrecht	1910年		1		
■教会法とエキュメニズム Kirchenrecht und Ökumene	1951年		2		
■ボン基本法後の国家と教会 Staat und Kirche nach dem Bonner GG	1951年		3	1	
■ブレーメン福音主義教会の構成 Zur Verfassung der Bremischen ...	1953年		4		
■公法団体の権利の保障 Zur Gewährung der Recht einer Körperschaft ...	1953年		5		
■オットー・マイアー著作一覧 Zur Bibliographie Otto Meyer	1953年		6		
■教会内基本権としての信仰自由 Glaubensfreiheit als innerkirchliches ...	1953年	1	7		
統合説 Integrationslehre	1954年	2		2	2
公的なるもの Zum Problem des Öffentlichen und der Öffentlichkeit	1955年			3	1
■ゲッティンゲン教会法科学の200年 200 Jahre ev. Göttinger KRW	1956年		8		
■ニーダーザクセン教会条約 Loccumer Kirchenvertrag	1956年		9		
■ライヒ政教条約 Reichskonkordat und Schulgesetzgebung	1956年		10		4
■ライヒ政教条約・再論 Noch einmal Reichskonkordat ...	1956年		11		5
■教会構成員権の問題 Zum Problem des Kirchlichen Mitgliedschaftsrechts	1957年	3	12		
■学問問題と形象問題 Wissenschafts- und Gestaltungsproblem ...	1957年	4	13		
■ラント教会会議の解散? Das Recht der Kirchenleitung ...	1959年		14		
■ラント教会同士の法的関係 Grundsätzliche Rechtsbeziehung ...	1959年		15		
国家 Staat	1959年	5		4	7
■福音主義教会法科学 Evangelische Kirchenrechtswissenschaft	1959年	6	16		
■福音主義教会憲法 Evangelische Kirchenverfassung ...	1959年		17		
▲ベルリン法学部史 Zur Geschichte der Berliner Juristenfakultät ...	1959/60年	7		5	8
■ラント教会の統一の法的意味 Einheit der Landeskirchen	1960年		18		
■宗務局 Die Konsistorien in Geschichte und heutiger Bewerbung	1963年		19		
■1863年ハノーファー前教会会議 Vorsynode 1863	1963年		20		
▲ベルリン大学 Berliner Friedrich-Wilhelms-Universität	1961年	8		6	9
連邦憲法裁判所 Das Bundesverfassungsgericht	1962年	9		7	10
諸制度の問題と国家 Zum Problem der Institutionen und der Staat	1962年	10			6
トリーペル Triepel	1966年			8	11
統合 Integration	1966年				3

▲は大学、■は教会を内容とする論稿。タイトルは簡略化して書いてある。

当初スメントは、教会法の論文を大幅に増補することを希望したが、ブレーアマンによる反対により、その殆どが収録されずに終わった。これに加えて、『憲法と憲法』の改訂問題がやはり頓挫した結果、1930年代以降のスメント理論が大幅に修正される可能性を持つことが、殆ど判明不能になる如き構成になってしまったと思われる。「ボン基本法後の国家と教会」論文は初版で既に掲載済みではあるが、この新版の編集プロセスの中で改訂リストに登場している。

の責任感からではないのか。教会法及び国家教会法は神学者や法律家養成の必修科目から外され、神学部では教会法の教授ポストは社会倫理 (Soziale Ethik) や教会秩序 (Kirchenordnung) へと変更され、法学部であっても教会法又は国家教会法の講座が益々減少していく。こうした中、戦後ドイツの福音主義を再建する為新たに設立されたドイツ福音主義教会 (EKD) の附属機関として、教会法研究所が、正しくスメントの提案から1945年12月に設立されるのである。当初はゲッティンゲンのスメントの自宅に、その後ミュンヘンへの移設を経て、現在はゲッティンゲン大学法学部裏手の美しい建物を本拠とするこの研究所は、ナチス時代の教会法が聖書及び告白へと適合するかを吟味し鑑定する、福音主義教会法再興の拠点であるが、同編集の「福音主義教会法雑誌」(1951年～)を中心として同学問の発展を見守り、後進の教会法学者を養成する役割も持つのだ⁽⁷⁷⁾。

尤も、1960年代からは、教会法学を巡る状況が、スメントには必ずしも望ましくない方向へ発展するのである。1951年に既に、ワイマール時代の教会条項とそれを援用する基本法の教会条項とは、同一文言でもその意味は違うという説を提起していたが、憲法上の自由と平等を教会も享受するとの消極的理解から、国家と共に公共的任務を教会が遂行するとの積極的理解への、「意味変遷 (Bedeutungswandel)」である⁽⁷⁸⁾。背後には、教会を神学から論証する反実証主義の態度もあるけれど、同じ公共性要求を担う国家と教会とが並び立つという、スメントの協調理論 (Koodinationslehre) が、敗戦後15年を経過する時期から劣勢に廻るのである。一つは、市民の頭ごなしに制度を設定する非民主主義だとの批判や、主権概念を無視し国家の地位を相対化させるとの学問的批判を浴び⁽⁷⁹⁾、一つは、人道連合やFDPなど、政教分離の厳格な理解に基づいた、宗教自由を憲法解釈の基盤に据えよとの実践的立場の避難も受ける⁽⁸⁰⁾。嘗てゲッティンゲン教会法研究所にてスメントの指導を受けた筈の、ヘッセやマーレンホルツさえ反スメントの立場に与する始末である⁽⁸¹⁾。こうし

た事情が、教会法論文の収録を発案させたのではなからうか。

3 第3版の出版諸事情

さて、第2版の刊行の後⁽⁸²⁾、スメント自身は、1975年7月5日にゲッティンゲンで93歳の生涯を閉じる。恐らくはそれを看取ったのは、1971年から同地の神学部教授を務める、彼と同名の長男、ルドルフ・スメントであったのだろう (以下、小ルドルフと記す)。他方そのカウンター・パートナーであったハンス・ブレーアマンも、1984年11月4日に逝去して、その彼のダウンカー社の経営は、彼の甥、ノルベルト・ジーモン (Norbert Simon) (1937-) により既に引継がれていたのである⁽⁸³⁾。その頃、1955年初版の編集作業に従事したヘンニスについては、1967年に着任のフライブルク大学を88年に退官予定であるが、『国法論文集』出版の経緯を知る者として当時もなお健在ではある。この1980年代半ば、第2版刊行から凡そ15年を経るにつれて、『国法論文集』が品切れとなるであろう。そこで、ダウンカー社は同書新版の刊行を打診する書簡を、まずヘンニスに送ることになる。実は、その書簡自体をスメント文庫の中には発見できないけれども、それは1986年末から1987年初めにかけての出来事ではある。これを受け、ヘンニスと小ルドルフの、ジーモンとの交渉が始まる⁽⁸⁴⁾。

予定される第3版を、単なる再版でなく、増補版とするのであれば、一つは、著者本人が死去した以上改訂版ということは最早望めぬが、68年から75年までの刊行論文から所収論文を決める必要があり、一つは、この論文追加と連動して、既存の業績一覧、索引、中でも前書を、削除するか、拡張するか、追加するかを考える必要がある。一つめについて、小ルドルフはヘンニスへの1987年1月27日書簡にて、第2版では、元々1955年以降の教会法関係の論文を増補することが——更にその後、教会法につき別論文集を、今度はモール社に代え出版すること——が予定されていた、と書いている。この指摘は、当時、スメントを継いで教会法研究所の所長であったカンベ

ンハウゼン (Axel Freiherr von Campenhausen)⁽⁸⁵⁾ との相談した上での指摘であったが⁽⁸⁶⁾、経緯詳細は不明ではあるが、更にスメント本人とも交流があった国法史学者のフリードリッヒ (Manfred Friedrich)⁽⁸⁷⁾ の助言を得て、収録論文を決定したように思われる。一つが、1969年のA・アルント記念論集所収の「100年前のドイツ国法科学」、一つが、1973年のU・ショイナー記念論集所収の「ドイツ国法学者大会と方向論争」、論文二点が増補される⁽⁸⁸⁾。

他方で、業績一覧、索引、前書きという「付き物」の問であるが、まず、業績一覧につき、文献数を71から139に大幅に充実させ、『国法論文集』所収論文には星印をつけてこれを明示することにし、次に、索引につき、増補した論文からキーワードを拾い拡大するが、しかし二次文献の索引についてはこれを断念することとしたと言う。この両者は、国法学者でなく聖書学者の小ルドルフが作成している⁽⁸⁹⁾。更に、初版には、友人と弟子によるスメントの学位取得50周年を祝う献辞が、第2版には、当時のスメントに名誉博士号を授与したベルリン自由大学とテュービンゲン大学へのスメントによる謝辞が⁽⁹⁰⁾、それぞれ劈頭に掲げられていたが、今では不要であるということで、これに代わる、第3版の為の新しい前書きが追加されることになる。ところが問題は、これを一体誰が執筆するかであり、小ルドルフを指名するジーマンの提案に、彼は「迷惑だ(Unfug)」とこれを一蹴している⁽⁹¹⁾。他方でヘンニスは、『国法論文集』の従来編集への彼への評価は過大なものであり、寧ろ真の貢献者スメントの子息が相応しい、と⁽⁹²⁾。だが、結局第3版に収録されたのは、ヘンニスの2頁の序文である。

結局、『国法論文集』第3版は、小ルドルフが希望した「再増補第3版 (Dritte, wieder erweiterte Auflage)」という表記をつけて⁽⁹³⁾、1994年夏に刊行されることになる。資料断片からの推測の域を超えぬが、筆者には、この刊行の背後に、初版と第2版と同様に、ドゥンカー社の消極的姿勢が透けて見える。一つは、当初は1988年の刊行を強行に主張していたのに拘らず、ジーマン側の事

情で実際の出版が94年にずれ込んでいるのである⁽⁹⁴⁾。『国法論文集』のような作品は長期間品切れ状態であるべきでない、88年が無理なら本当はそのまま再版にすべきではないか、と言い、しかし他方で、1988年5月9日付の書簡を実質的に最後として、小ルドルフに、もう出版社自身から何もするつもりはないのだろうと言わしめ⁽⁹⁵⁾、やっと1994年2月10日の小ルドルフ宛て書簡で、今更、第3版は市場で需要があるかどうか判断し難いので躊躇していたから返事が遅れた、と弁解して⁽⁹⁶⁾、小ルドルフからは、ひょっとして、第3版の出版を後悔しているのでは、と言われる始末である⁽⁹⁷⁾。コストの問題から、従来のハードカバーの装丁をやめて、第3版はペーパーバックで刊行したいという申出も、好意的には聞こえない⁽⁹⁸⁾。

四 結語

では、スメントの『国法論文集』出版について、ゲッティンゲンのスメント文庫を簡単に調査した上で得た、従って、それ以外の関連する資料の調査を将来に留保した上で、本稿の結論を纏めてみよう。第1に、元々この書物は、ドムボワラスメント弟子筋の希望により、実質的には、師匠の重要な国法論文を再びアクセス容易にする為に、形式的には、彼の博士号取得50周年を記念する為に企画されたが、しかし、一つには、その著者『憲法と憲法』の再録の是非を巡り、一つには、収録論文の掲載順序及び書物全体のタイトル選択を巡り、スメントの側がブレーアマンの要求を甘受せざるを得なかったこと、第2に、1960年代に『国法論文集』の改訂計画が持ち上がるが、これを契機に、その研究が停滞している訳でないとい内外に告知して、同時に戦後の教会法研究の成果で大幅に増補したいとのスメントの希望は、やはりブレーアマンの介入で断念せざるを得なかったこと、更には、1990年代での増補計画も、スメントの学説を精査するフリードリヒらの協力を得ながらも、再刊を唯外見上望むだけのジーマンの態度で中途半端にならざるを得なかったこと、これで

ある。

この結論から更に、暫定的ながら、以下のような想像をしてみたい。即ち、『国法論文集』がかなり問題を含む書物だということである。第1に、1930年代初め既にスメント自身が、ドイツ的憲法学の構築の為に全面的に改訂すべきと考えていた『憲法と憲法』が⁽⁹⁹⁾、その改訂なくそのまま再録され、逆にこの書物の克服を前提にして執筆された「市民とブルジョワ」論文などが⁽¹⁰⁰⁾、『憲法と憲法』とそれらの関係につき、何の説明のないまま並列的に収録されている。ただ歴史的時系列的に枚挙するだけでは、問題の解決にはならない。これでは、スメントの学説史的展開をその読者は無視するであろう⁽¹⁰¹⁾。第2に、この混乱に加えて、フリードリヒの方法論史的助言から、第3版の追加論文が、彼の方法論争という視座から増補されている。ただ歴史的時系列的に追加するだけでは、問題の説明にはならない。これでは、スメント説の内在的読解をその読者は軽視するであろう。スメントは意味不明だとの、ケルゼンの批判に類似した感想全般は、『国法論文集』のこうした編集上の事情が裏書したのかもしれない。教訓があるとすればそれは、偏見なく読むべし、ということだろう。

付記

本稿は平成25年度科学研究費補助金・基盤研究C(課題番号25380024)の研究成果の一部である。

Ich danke herzlich der Niedersächsischen Staats- und Universitätsbibliothek Göttingen für Zurverfügungstellung der unpublizierten Briefe und Schriften Rudolf Smends (Cod. Ms. R. Smend).

《注》

- (1) Cod. Ms. R. Smend C34: Staatsrechtliche Abhandlungen: erste und zweite Auflage: Korrespondenz.
- (2) Cod. Ms. R. Smend Q 35: Hennis, Wilhelm: Briefwechsel mit dem Verlag Duncker &

Humboldt.

- (3) Cod. Ms. R. Smend Q 10: Hennis an Rudolf Smend; Betr. Herausgabe der "Staatsrechtlichen Abhandlungen".
- (4) Cod. Ms. R. Smend Q 54: Smend, Rudolf Briefwechsel über die dritte Auflage von Rudolf Smends "Staatsrechtlichen Abhandlungen".
- (5) Cod. Ms. R. Smend B16: Dankbriefe für die Zusendung der "Staatsrechtlichen Abhandlungen": Q7 Köttgen, Arnold Ansprache des Daken der Rechts- und Staatswissenschaftlichen Fakultät Göttingen anlässlich der Feier des Goldenen Doktorjubiläums des ordentlichen Professors Dr. Dr. Smend.
- (6) Cod. Ms. R. Smend Q11: Smend, Rudolf: Dank für "Staatsrechtliche Abhandlungen".
- (7) Cod. Ms. R. Smend Q8: Briefwechsel zum Goldenen Doktorjubiläum; Cod. Ms. R. Smend Q9: Briefwechsel zum Goldenen Doktorjubiläum.
- (8) Dombois-Smend von 06. 06. 1953 (Cod. Ms. R. Smend A163, Bl.18f.).
- (9) 尤も、ドムボワ自身が論文集編集に関与した形跡はないようである。論文集出版を決意したスメントを励ます書簡を出したドムボワだが、その情報についてはショイナーからの伝聞で知ったとも書いてある。Dombois-Smend von 15.02.1954 (Cod. Ms. R. Smend Q10, Bl.3.).
- (10) Scheuner-Smend von 06.06.1953 (Cod. Ms. R. Smend A730, Bl.187).
- (11) Dombois-Smend von 22.09.1953 (Cod. Ms. R. Smend A163, Bl.20.).
- (12) Hennis-Broermann von 21.05.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.1f.). 尤も、所収論文の決定や未公表講演の原稿化など、スメント本人の協力が必要になることから、この計画はすぐに彼に伝えられている。Hennis-Broermann von 27.07.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.6.).
- (13) Broermann-Hennis von 09.06.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.3.).
- (14) 以上につき、三宅雄彦「スメントの規範力論」古野・三宅編『規範力の観念と条件』(信山社, 2013年) 147-148.
- (15) N. Simon (Hrsg.), Duncker & Humblot Verlagsbibliographie 1709-1945, 1988, S. 37-53; Joseph Listl, Die Verlegerpersönlichkeit Johannes Broermann, in: ders./H.Schambeck (Hrsg.), Demokratie in Anfechtung und Bewährung: Festschrift für Johannes Broermann, 1982, S.1-22.

- (16) なお、プレーアマンは、『国法論文集』初版の編集の際には、「ハンス」と署名し、新版の編集の際には「ヨハネス」と署名している。ちなみに、1947年当時の米軍の出版許可証でも、「ハンス・プレーアマン」が宛名になっている。Simon, a.a.O. (Anm.15), S.51.
- (17) Broermann-Smend von 25.10.1947 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.1). なお、ドゥンカー社の免許取得が、47年8月6日であったことを考えると、この時期でのスメントへの『憲法と憲法』再刊要請は、プレーアマンの同書への関心の高さを示しているように考えられる。
- (18) Broermann-Smend von 13.10.1964 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.21).
- (19) Hennis-Broermann von 21.05.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.1f.).
- (20) Broermann-Hennis von 09.06.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.3).
- (21) Hennis-Broermann von 13.06.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.4).
- (22) Broermann-Hennis von 25.06.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.5).
- (23) Hennis-Broermann von 27.06.1953 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.6).
- (24) そもそも、スメントはリット哲学に関心を持ったことがないという、スメント子息が伝える新たな逸話が、ヘンニスにより流布している。Wilhelm Hennis, *Integration durch Verfassung?*, in: *Regieren im modernen Staat*, 1999, S.353-380, 377-379; 三宅雄彦「統合理論の現在」社会科学論集 119号 (2006年) 80頁。
- (25) 以上につき、三宅 (前掲注 14) 159-167頁。
- (26) Broermann-Hennis von 08.02.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.15).
- (27) Hennis-Broermann von 05.01.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.8).
- (28) Hennis-Broermann von 02.07.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.25). スメント自身もプレーアマンに、当初は自分のエネルギーの半分を『憲法と憲法』第2版に費やすつもりだったが、その他の諸々の義務により、いまだその計画は実現されずにいる、と弁解している。Smend-Broermann von 23.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend Q10, Bl.9f.).
- (29) Hennis-Broermann von 02.07.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.25). スメント宛での追伸で『憲法学』が出版されたことに指摘している。Hennis-Smend von 07.05.1954 (Cod. Ms. R. Smend Q10, Bl.6).
- (30) Broermann-Hennis von 07.07.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.26).
- (31) Hennis-Broermann von 05.01.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.8). 結局、収録された未公開講演とは、「国家と政治 (Staat und Politik)」(1945年)、「今日の精神的状況におけるプレスの問題 (Das Problem der Presse in der heutigen geistigen Lage)」(1946年)の二つである。Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.27.
- (32) これについては、三宅雄彦「政治的体験の概念と精神科学的方法(2)」早稲田法学 74巻4号 (1999年) 681-683頁を参照。
- (33) その他に、スメント本人に献呈すべき書物であることを想定して、本の装丁の問題にヘンニスが注文を付けているのが、大変興味深い。52年にゲッティンゲンのオットー・シュヴァルツ社から出版したスメント70歳記念『国家と教会の法的諸問題 (Rechtsprobleme in Staat und Kirche)』は装丁が良くない、スメントの『憲法と憲法』、シュミットの『政治的ロマン主義』、エームケの学位論文のような装丁をヘンニスは気に入っていると言う。Hennis-Broermann von 05.01.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.8); Hennis-Broermann von 13.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.35).
- (34) Hennis-Smend von 13.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend Q10, Bl.9f.).
- (35) Broermann-Hennis von 11.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.33).
- (36) Hennis-Broermann von 13.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.35).
- (37) Broermann-Hennis von 18.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.36); Broermann-Hennis 23.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.39); Broermann-Hennis von 04.01.1954 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.41).
- (38) この論文については、三宅雄彦「政治的体験の概念と精神科学的方法(1)」早稲田法学 74巻2号 (1999年) 326-330頁を参照せよ。
- (39) Smend-Broermann von 23.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend Q10, Bl.9); Broermann-Hennis von 07.01.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.43). Vgl., Hennis-Smend von 13.12.1954 (Cod. Ms. R. Smend Q10, Bl.9f.).
- (40) Hennis-Broermann von 11.01.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.44). Vgl., Broermann-Hennis von 21.01.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.49).
- (41) Hennis-Broermann von 13.01.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.45). この直前にはツヴィルナーは、

- 「国家と憲法の為の論文集 (Gesammelte Abhandlungen zu Staat und Verfassung)」以外に思い浮かばない、「為の(zum)」が余り美しくないが、「に関して(über)」ではもっとよくない、とスメントに提案している。1月13日の段階で「為に」を採用したのは、このツヴィルナーの影響によるのだろう。Zwirner - Smend von 09.01.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.3).
- (42) Hennis-Broermann von 25.02.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.53).
- (43) Hennis-Broermann von 15.03.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.55). この間、ヘンニスとスメントとのやりとりの中で、プレーアマンの要求に拘らず、「国家・憲法・大学からの論文集」のままにしようという結論が確認されている。更にここでは「国法研究集」という表題も吟味されるが、「研究 (Studien)」の言葉が断片的な印象があると言う。Hennis-Smend von 03.03.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.6). その文書の性格付けは明らかではないが、スメント文庫においては、「国法の為の論文集 (Gesammelte Abhandlungen / zum / Staatsrecht)」, 「国家・憲法・大学からの論文集 (Gesammelte Abhandlungen / aus / Staat, Verfassung, Universität)」, 「国家学の為の論文集 (Gesammelte Abhandlungen / zur / Staatslehre)」, 「国家・憲法・大学から: 論文集 (Aus / Staat, Verfassung, Universität / Gesammelte Abhandlungen)」, 「国法の為の諸研究 (Gesammelte Studien / zum / Staatsrecht)」の5種類の案をタイプ打ちしたメモも存在している。Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.4. このメモ書きを前提にスメントとヘンニスは議論したのであろうか。
- 尤も、この「国家・憲法・大学から: 論文集」にスメントらは拘る。正確には、「国家・憲法・大学から」は論文集表紙の一行目に並び、「論文集」は二行目に並ぶ、というレイアウトが提案されるのだが、一行目の部分は論文集の中身に関する点で、平板な二行目部分より明確だし、書籍取次業者にも中身が明確である点で喜ばれるだろう。「国家・憲法・大学」としたら引用もしやすいかもしれぬ、と言う。Hennis-Smend von 01.04.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.7f). 理由が挙がる訳ではないが、ツヴィルナーも、「国家・憲法・大学から」とし、二行目を「講演と論文 (Reden und Abhandlungen)」に変えてはと、提案している。Zwirner-Smend von 22.04.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.9).
- (44) Hennis-Broermann von 05.05.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.68).
- (45) Hennis-Broermann von 09.05.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.69).
- (46) Hennis-Broermann von 12.05.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.75).
- (47) Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.10.
- (48) Hennis-Smend von 11.05.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.11).
- (49) Hennis-Smend von 17.05.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.12). スメント文庫でのヘッセ書簡には該当するものが見当たらなかった。Vgl. Hesse-Smend (Cod. Ms. R. Smend A351)
- (50) Broermann-Smend von 27.05.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.13).
- (51) Broermann-Smend von 07.06.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.14).
- (52) Broermann-Smend von 13.07.1955 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.15).
- (53) Arnold Köttgen, Ansprache des Dekans der Rechts- und Statswissenschaftlichen Fakultät Göttingen anlässlich der Feier des Goldenen Doktorjubiläums des ordentlichen Professors Dr. Dr. Smend am 29. Juli 1954 (Cod. Ms. R. Smend Q7, Bl.1-4).
- (54) Broermann-Hennis von 08.07.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.77).
- (55) Hennis-Broermann von 11.07.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.78). だがプレーアマンも、数部をスメントが自ら郵送したいというから、本人に送ったのであり、ヘンニスもそれを了解していた筈と述べる。Broermann-Hennis von 16.07.1955 (Cod. Ms. R. Smend C35, Bl.79).
- (56) この初版本の巻頭には、50周年を記念する献辞が掲載されている。「ルドルフ・スメント/博士号50周年の為に弟子と友人から手渡す 1904・1954 (Rudolf Smend / zum Goldenen Doctorjubiläum / überreicht von Schülern und Freunden / 1904-1954)」。
- なお、スメント論文集出版に対する彼自身の謝辞が残されているが、これが、何かのパーティで語られたものか、それともヘンニスらに個人的に送られたものか、については、残念ながら明らかではない。Dank für die Staatrechtlichen Abhandlungen (Cod. Ms. R. Smend, Q11, Bl.1).
- (57) Günther Schilling-Smend von 31.07.1964 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.1). スメントとスケンティア社との書簡には、このギュンターの他にも、1957年に同出版社を創立したクルト・シリング (Kurt Schilling) も登場している。
- (58) Smend-Günther Schilling von 06.08.1964 (Cod.

- Ms. R. Smend, C51, Bl.2).
- (59) スメント側からは即座に、新しい前書きの執筆が提案されているが、前書きの執筆はスメントの自由だが、第1巻で刊行が中断している事情からして、原題の『帝室裁判所：帝室裁判所の歴史と憲法』をその副題をメインタイトルに取換え、「上巻」という文言も取扱うべしと出版社は提案している。だがスメントはこれを拒否している。Smend-Günther Schilling von 06.08.1964 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.2); Günther Schilling-Smend von 25.08.1964 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.3); Smend-Günther Schilling von 02.09.1964 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.4); Smend-Kurt Schilling von 09.09.1965 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.19); Smend-Kurt Schilling von 24.09.1965 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.20).
- (60) Egner-Smend 22.09.1964 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.5).
- (61) Egner-Smend 31.05.1965 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.6).
- (62) 学術書籍協会が、スメントの許可を得ないままに、『帝室裁判所』刊行予定を告知し、予約受付を開始したようであり、これに対しペーラウ社及び、同社の承諾を事前に持つスケンティア社により学術書籍協会に抗議がなされ、同協会がこれに従ったのだという。Günther Schilling-Smend von 04.06.1965 (Cod. Ms. R. Smend, Bl.7); Böhlau-Scientia von 13.06.1965 (Cod. Ms. R. Smend, Bl.8); Böhlau-Anrich (Wissenschaftliche Buchgesellschaft) von 13.06.1965 (Cod. Ms. R. Smend, Bl.9); Kurt Schilling-Smend 30.06.1965 (Cod. Ms. R. Smend, C51, Bl.10).
- (63) Smend-Broermann von 05.10.1964 (Cod. Ms. R. Smend C51, Bl.21).
- (64) Broermann-Smend von 13.10.1964 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.21f). なお、今年2014年3月に、『憲法と憲法』は、ダウンカー社からリプリント版として、しかも電子版と併せて、再刊されている。Rudolf Smend, Verfassung und Verfassungsrecht, 2014 (reprints von 1928).
- (65) Broermann-Smend von 13.10.1964 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.21f).
- (66) Smend-Broermann von 16.10.1964 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.23).
- (67) Smend-Broermann von 20.04.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.25f); Smend-Broermann von 09.09.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.30).
- (68) Smend-Broermann von 16.10.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.23).
- (69) Rudolf Smend, Staat und Kirche nach dem Bonner Grundgesetz (1951), in: ders., Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze, 3.Aufl., 1994, S.411-422. この論文については、三宅雄彦『憲法学の倫理的転回』(信山社, 2011年) 49-51頁。
- (70) Smend-Broermann von 20.04.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.25f); Smend-Broermann von 09.09.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.31f).
- (71) Broermann-Smend von 13.04.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.24); Broermann-Smend von 03.09.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.28).
- (72) Vgl., Rudolf Smend (Hrsg. von Hans Michael Heinig), Staatskirchenrechtliche und kirchenrechtliche Abhandlungen (In Erscheinung). ハイニヒの見解については、三宅雄彦「ドイツ国家教会法における国家の宗教的中立性」(中央大学) 法学新報 120 巻1・2号 (2013年) 455-501頁。
- (73) Hennis-Smend von 09.07.1965 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.27).
- (74) Reitmeier-Smend von 22.05.1967 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.34).
- (75) Smend-Broermann von 17.05.1967 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.33). 文脈は不明だが、且つ筆跡はスメント本人のものとは思えないが、モール・ジーベック社、デ・グロイター社、ヴァンデンヘック&ルプレヒト社、C・F・ミュラー社などの手書きメモがある。
- (76) 正確には、第2版の収録論稿の、再録許可要請への返答のようだが、原則歓迎しないけれども、典拠を明示するのであれば構わない、と述べた後、但しこの件は、先生の方でダウンカー社に伝えて欲しい、この会社はいつもまどろっこしく (umständlich), せせこましい (kleinlich) ところなので、と。Ruprecht-Smend von 26.07.1967 (Cod. Ms. R. Smend C34, Bl.35).
- (77) Axel Freiherr von Campenhausen, Bemerkungen zum Kirchenrechtlichen Institut der Evangelischen Kirche in Deutschland, in: J. Isensee / W. Rees / W. Rübner (Hrsg.), Dem Staate, was des Staates der Kirche, was der Kirche ist. Festschrift für Joseph Listl zum 70. Geburtstag, S.1087-1096; Michael Stolleis, Fünfzig Bände "Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht", in: ZevKR, Bd.50 (2008), S.168-183.
- (78) Rudolf Smend, Staat und Kirche nach dem Bonner Grundgesetz (1951), in: ders., Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze, 3.Aufl., 1994, S.411-422. 参照, 三宅 (前掲注 69) 45-51頁, 同「ドイツ教会法における公共性委託の概念」社会科学論

- 集 133 号 (2011 年) 55-74 頁, 同 (前掲注 72) 481-483 頁。
- (79) Christoph Link, *Kirchliche Rechtsgeschichte*, 2.Aufl., 2011, S.229f. 具体的には, シュミット学派のクヴァーリツチュラの諸見解を指す。Vgl., Helmut Quaritsch, *Kirchen und Staat: Verfassungs- und staatsrechtliches Prolegomena der staatskirchenrechtlichen Lehre der Gegenwart* (1962), in: ders./H. Weber (Hrsg.), *Staat und Kirchen in der Bundesrepublik*, 1967, S.265-310. 協調理論については, 清水望『国家と宗教』(早稲田大学出版部, 1991 年) 300-408 頁, 三宅 (前掲注 72) 472-473 頁。
- (80) Link, a.a.O. (Anm.79), S.230. この立場が, 国家教会法と宗教憲法法の対立的理解に連続している。参照, 三宅 (前掲注 78) 62-64 頁, 同 (前掲注 72) 475-478 頁。
- (81) 参照, 三宅 (前掲注 78) 60-62 頁, 同 (前掲注 72) 493 頁注 58。
- (82) 初版の献呈文に代わり, スメントに名誉博士号を授与した大学二つ, つまり, ベルリン自由大学経済社会科学部と, テュービンゲン大学法国家科学部への, 献呈文が, この新版の劈頭を飾ることになった。「ベルリン自由大学経済社会科学部 / 及び / エベルハルト・カール・テュービンゲン大学法国家科学部に / ありがたくも私に授与された政治学博士号の名誉への感謝のしるしとして捧げられる (Der Wirtschafts- und Sozialwissenschaftlichen Fakultät der Freien Universität Berlin / und / der Rechts- und Staatswissenschaftlichen Fakultät der Eberhard-Karl-Universität zu Tübingen / als Zeichen des Dankes für die mir ehrenhalber verliehene Würde eines Doctor rerum politicarum zugeeignet)」。
- (83) それまでダウンカー社はブレーアマンのワンマン経営の傾向があり, 同社の著者との重要な取り決めも単なる口頭で行われることが多く, その契約内容を編集者が誰も知らないという事態も多かったという。そこでジーモンは会社組織を有限会社に変更して, 自らは監査役会議長に就くとともに, 取締役会議長には長年広告部門担当責任者であったエルンスト・タム (Ernst Thamm) を据えて, 経営体制の刷新を図ったという。Simon, a.a.O. (Anm.15), S.53-55.
- (84) ブレーアマンの著者との個人的つながりを掘り起し再建する為に, ジーモンが手掛けたのは, 足を使っただけのコンタクトの回復だったが, ヘンニスに最初に第 3 版の企画を知らせたのは, タムなのである。Simon, a.a.O. (Anm.15), S.53-55.
因みに, 実は 86 年末から 87 年初めに先立って,
- 既に 1976 年 2 月, 即ちスメント死去の直後にヘンニスが第 3 版出版の可能性をブレーアマンに打診しているが, 第 2 版の在庫が約 390 部もある以上, 改訂版の出版は時期尚早とのつれない返事が返ってきている。Broermann-Hennis von 12.02.1976 (Cod. Ms. R. Smend C53, B1.1); Simon-Hennis von 04.05.1987 (Cod.Ms.R.Smend C53, B1.6)
- (85) Vgl., Christoph Link, Axel v. Campenhausen und die ZevKR, in: *ZevKR*, Bd.49 (2004), S.1-18.
- (86) Smend jun. -Hennis von 27.01.1987 (Cod Ms R.Smend C54). Vgl., Campenhausen-Smend jun. von 27.07.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, B1.13). なお, 国法論文集第 3 版に関するこのファイルは現在も資料を収集, 編集中のようであり, 従って, 資料の通し番号が存在しない。2013 年 11 月 1 日ゲッティンゲン大学図書館にて閲覧。
- (87) Vgl., Manfred Friedrich, Rudolf Smend 1982-1975, in: *AöR*, Bd.112 (1985), S.1-25; ders., *Geschichte der deutschen Staatsrechtswissenschaft*, 1997, S.; Friedrich-Smend von (Cod Ms R.Smend A225, B1).
- (88) Simon-Smend jun. von 01.02.1988 (Cod Ms R.Smend C54). 因みに, この論文の増補は, 小ルドルフ本人が希望していたようで, ヘンニスの了承を得た上で最終的にジーモンがこれを確認している。68 年以降のスメント論文が既に数少なくなっていることもあるが, この 2 論文の選択自体が, 実証主義から憲法理論への国法学史上の関心からスメントを語るフリードリヒの意向が強いように見える。Manfred Friedrich, *Der Methoden- und Richtungsstreit*, in: *AöR*, Bd.102 (1975), S.161-209.
実際, この第 3 版の出版過程には彼の影響が強くあったようである。既に, 1977 年 6 月の段階でスメント伝記の出版可能性について小ルドルフとフリードリヒの間に, 議論が行われたようであるが, 驚くべきことに第 3 版はスメント全集に発展するかもしれない。即ち, 1987 年 5 月 4 日づけ書簡で, ジーモンはヘンニスに対し, 在庫がなくなったので, 第 3 版につき 2 ヶ月以内に検討して欲しい, 一つは, 第 2 版自体をそのままリプリントするという選択肢があり, もう一つは, 増補版, 改訂版を新たに出版するという選択肢であり, 尤も, 第 1 の選択肢を選んだ場合は, 品切れになる迄, 具体的には, 300 部刷った場合経験上凡そ 10 年をかけたそれが品切れになる迄, 増補版, 改訂版は不可能になるので, その点留意されたい, という。Simon-Hennis von 04.05.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, B1.6); Simon-Smend jun. 18.05.1987 (Cod. Ms. R. Smend C 53, B1.09). 小ルドルフは本件につき, 父

- の信頼の篤かったフリードリヒに聞き、第1は、本文中で述べた方法論に関連する2つの論文を増補する案と、第2は、『国法論文集』を発展させ、つまり全3巻の著作集として、例えば第1巻「憲法史の論文集 (Verfassungsgeschichtliche Schriften)」, 第2巻「国法論文集 (Staatsrechtliche Abhandlungen)」, 第3巻「教会法論文集 (Kirchenrechtliche Abhandlungen und Aufsätze)」として再構成しなす案と、二つを提案している。Friedrich-Smend jur. von 13.07.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53 Bl.10). そこで小ドルフは、このフリードリヒ書簡のコピーをジーモンに送り、併せて索引拡充と教会法論文の取扱いについても尋ねている。Smend jun.-Simon von 19.07.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, Bl.11). 結果、小ドルフは、第1案として、全3巻の全集を出版すること、第2案、即ち「小解決 (kleinere Lösung)」として、既存の第2版をただ増補すること、そのどちらかを選択し、旧版の再訂版という形はとらぬと回答する。Smend jun.-Simon von 29.07.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, Bl.15). けれども彼自身が心配するように、全集という選択肢を採るならば、憲法史につき、『帝室裁判所』を再刊したスケンティア社の反対が(尤も、同書は当時既に絶版で同社は本計画には反対しなかった)、教会法につき、カンペンハウゼンがモール社「教会法」シリーズで予定している教会法論文集の計画との衝突が予想されるだろうから、ヘンニスとタムからの意見もあり、結局「小解決」を選択している。Hennis-Smend jun. von 03.08.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, Bl.16); Tamm-Smend von 08.08.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, Bl.17); Smend jun.-Simon von 09.08.1987 (Cod. Ms. R. Smend C53, Bd.18).
- (89) Smend jun. -Simon von 01.08.1988 und 31.10.1988 (Cod Ms R.Smend C54).
- (90) 前掲注 56, 注 82 参照。
- (91) Smend jun.-Hennis von 31.10.1988 (Cod Ms R. Smend C54).
- (92) Hennis-Smend jun. von 03.11.1988 (Cod Ms R. Smend C54). ジーモンもヘンニスに従って、小ドルフが序文を書くべきと言う。Simon-Smend jur von 10.02.1994 (Co Ms R.Smend C54).
- (93) Smend jun.-Simon von 23.02.1994 (Cod Ms R. Smend C54).
- (94) Simon-Smend jun. von 01.02.1988 (Cod Ms R. Smend C54).
- (95) Smend jun.-Hennis von 18.12.1990 (Cod Ms R. Smend C54).
- (96) Simon-Smend jun. von 10.02.1994 (Cod Ms R. Smend C54).
- (97) Smend jun.-Simon von 23.02.1994 (Cod Ms R. Smend C54).
- (98) Simon-Smend jun. von 10.02.1994 (Cod Ms R. Smend C54). スメント本人への献呈を目的とした書物も今では彼本人が関与した著作であるが、装丁問題は当初は本質的な問いであった筈ではある。前掲注 33 参照。
- (99) 三宅 (前掲注 14) 165 頁。
- (100) 三宅 (前掲注 14) 165 頁。
- (101) 本稿で述べた 1930 年時点での主著の改訂計画から判断するなら、「市民とブルジョワ (Bürger und Bourgeois)」(1933 年), 「制度の問題と国家 (Das Problem Institutionen und der Staat)」(1955 年), 「公共的なものと公共性 (Das Öffentliche und die Öffentlichkeit)」(1955 年), 更には、1934 年ベルリン哲学協会での未公開講演, 「今日のドイツ憲法問題と科学 (Das heutige deutsche Verfassungsproblem und die Wissenschaft)」(SUB Göttingen: Cod.Ms.R. Smend I 14) を、『憲法と憲法論』とは構想を異にする著作として、しかもこれらを、職業概念又は職務概念を憲法理論の中心に据える後期スメントの中心的な著作として、把握し直す必要があるだろう。参照、三宅 (前掲注 69) 45-51 頁, 173-175 頁, 同「職業官僚制における身分と制度」(新潟大学) 法政理論 38 巻 4 号 (2007 年) 344-355 頁, 同『保障国家論と憲法学』(尚学社, 2013 年) 289-298 頁。
- 歴史学の立場からスメント憲法学を検討するノットホフも、本稿と同意見で、本稿が言及した、スメント自身の主著改訂計画への指摘はないものの、やはりゲッティンゲン大学の彼の遺稿を利用した成果で、前期著作では (1904 ~ 1928 年), 彼独自の憲法概念の彫琢と憲法制度としての職務概念の発見がなされ、後期著作では (1933 ~ 1962 年), その憲法概念に内在する倫理的規範的規定性につき任務 = 職業の概念の検討がなされ、その転換点を為す重要作品として正に「市民とブルジョワ」講演が著されたと、強調しているのである。Thomas Notthoff, Der Staat als "geistige Wirklichkeit": Der philosophisch-anthropologische Aspekt des Verfassungsdenkens Rudolf Smends, 2008, S.181f.

〈Summary〉

Die Entstehungs- und Entwicklungsgeschichte der
“Staatsrechtlichen Abhandlungen” Rudolf Smends

MIYAKE Yuuhiko

Für die Smend-Forschung ist es notwendig, Smends “Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze” zu untersuchen, die zum 50. Jahrestag seiner Promotion von Hans Dombois vorgeschlagen und von Wilhelm Hennis herausgegeben wurden. Aber vor der Publikation waren einige Probleme zwischen den Schülern Smends und Hans Broermann zu lösen. Für die erste Auflage von 1955 wünschte Smend, “Verfassung und Verfassungsrecht” aus dem Buch auszuschließen, obwohl der damalige Chef des Verlages “Duncker und Humblot” es für notwendig hielt, sein für die weiteren Entwicklungen der deutschen Staatsrechtslehre unentbehrliches Hauptwerk, dessen Neuauflage allerdings von Smend selbst geplant war, ins Buch einzugliedern. Zur zweiten Neuauflage von 1968 dachte Smend, eine Erweiterung seines Buches um seine nach dem zweiten Weltkrieg veröffentlichten kirchenrechtlichen Aufsätze sei hilfreich dabei, die deutsche Kirchenrechtslehre zur weiteren Entfaltung anzuregen, während Broermann den Plan mit dem Grund verweigert, dass sie nicht zum Buchtitel passen. Durch das Eingreifen von Broermann und den verwirrten Redaktionsvorgang wird es undeutlich, dass Smend seine Verfassungslehre mit seiner Ämterstaatslehre erneut rekonstruieren wollte, wie es seine Vorträge “Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht” von 1933 und “Das heutige deutsche Verfassungsproblem und die Wissenschaft” von 1934 zeigen.